

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

**令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。**

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 17 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 1 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 5 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 1 月 27 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 17 日から当庁執行係書記官室 (1 階) に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	8,830,000 7,064,000	一括	1,766,000	49,421	0
1	200,000				
2	1,430,000				
3	7,200,000				
					</



物 件 目 録

1 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東

地 番 81番10

地 目 宅地

地 積 54.75平方メートル

共有者 A 持分5分の1

2 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東

地 番 81番32

地 目 宅地

地 積 123.00平方メートル

所有者 A

3 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東81番地32

家屋 番号 81番32

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 33.12平方メートル

所有者 A



物件明細書

令和 7年11月12日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり
- 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
- 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし
- 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。
- 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東

地 番 81番10

地 目 宅地

地 積 54.75平方メートル

共有者 A 持分5分の1

2 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東

地 番 81番32

地 目 宅地

地 積 123.00平方メートル

所有者 A

3 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東81番地32

家屋 番号 81番32

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 33.12平方メートル

所有者 A



令和6年（ケ）第193号

令和7年9月8日受理

令和7年10月9日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東
地 番 81番10
地 目 宅地
地 積 54.75平方メートル
共有者 A 持分5分の1
- 2 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東
地 番 81番32
地 目 宅地
地 積 123.00平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 瑞穂市祖父江字伯母塚東81番地32
家屋 番号 81番32
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 33.12平方メートル
所有者 A

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件2
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 法第14条第1項地図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に、下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物間取図(概略)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示			
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有（共有）者ら ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者らが通路として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民(男性)	1 物件3建物は空き家状態だと思います。 2 物件3建物に第三者が出入りするところを見かけたことはありません。 3 物件1, 2土地の境界について, 隣地の方々ともめている話は聞いたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 物件1～3土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、物件1、2土地の北側が市道に接する土地で、物件2土地上に物件3建物が建てられており、物件2土地には、土地定着性は認められるが外気分断性に欠けるカーポート（工作物）が存在する。
- 2 物件1土地は宅地であり、所有（共有）者らが通路として利用している。
- 3 物件3建物の占有状況は、調査当日に所有者は不在であり所有者は住居所不明者であるが、関係人の陳述及び第三者が占有する状況は認められないこと、現認した使用状況から、所有者が居宅（空き家）として、占有しているものと認めた。
- 4 太陽光パネル（以下「SP」という。）の設置状況は、物件3建物の屋根に設置されているものであり、所有権留保がされているかは不明であるが、SPは同建物の外壁にパワーコンディショナーが存在すること及びそれらの設置状況から総合勘案すると、取外しには過大な費用が掛かることが予想されることから、同建物に符合しているものと思料される。
- 5 物件1、2土地の境界については、同各土地に関する地積測量図が存在すること、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、概ね明らかになっているものと思料する。
- 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月12日(金) 13:00-13:10	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年9月12日(金) 15:00-15:15	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
7年10月3日(金) 9:40-10:20	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 近隣住民から事情聴取 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

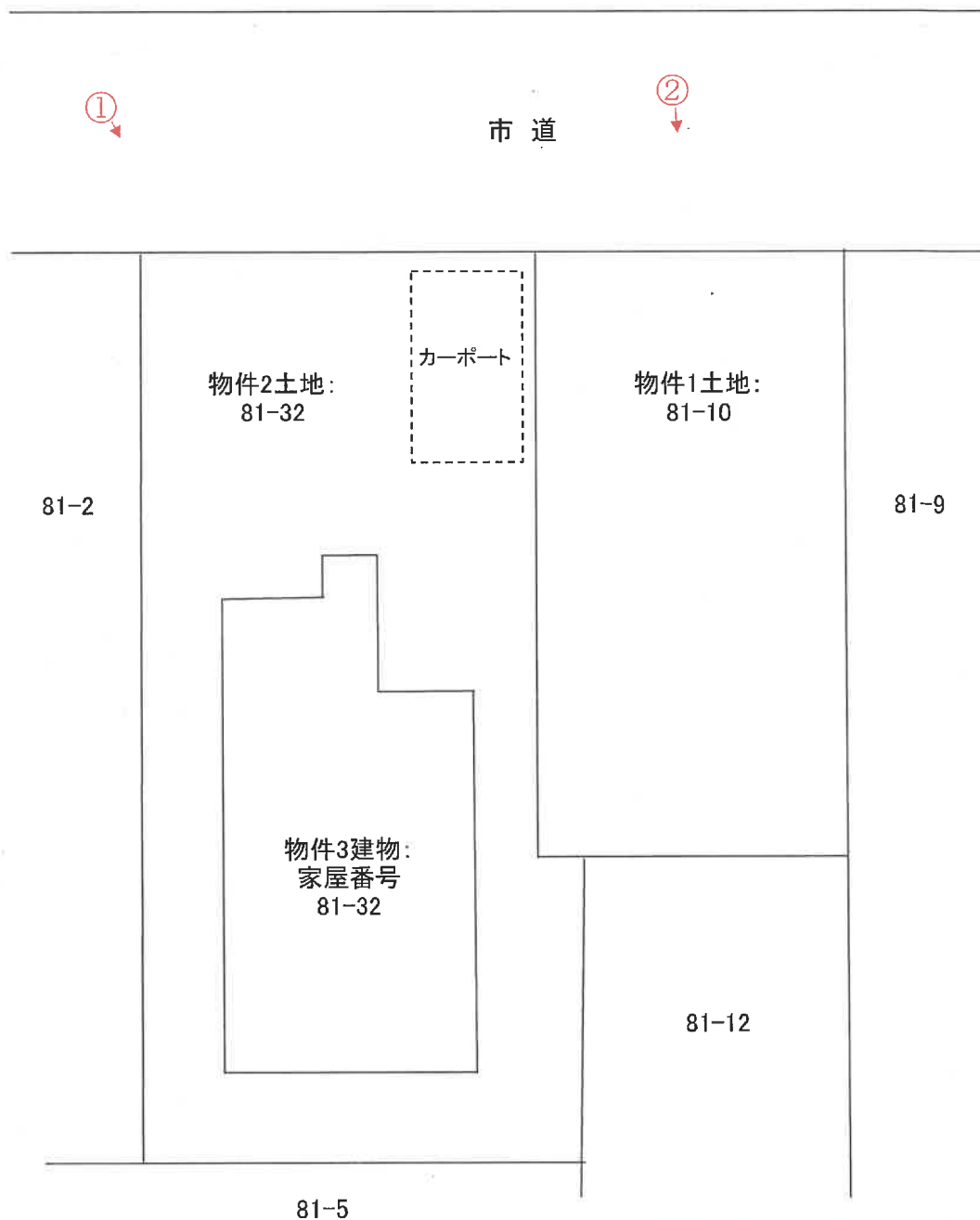
☒ 令和7年10月3日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



←○は写真撮影位置・方向

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ケ)第193号

建物間取図(概略)

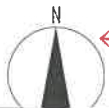


1 階

2 階 縮尺 1/100



2 階



←○は写真撮影位置・方向

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ケ)第193号

写真1

カーポート（工作物） 物件3建物



物件2土地

写真2



物件1土地

写真 3

物件 3 建物

1 階室内



写真 4

物件 3 建物

1 階室内



写真 5

物件 3 建物

1 階室内



写真 6

物件 3 建物

2 階室内



写真 7

物件 3 建物

2 階室内



令和 6 年（ケ）第 193 号

令和7年10月3日 現地調査

令和7年10月14日 評 価

岐阜地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

整理番号 I R（競）第0708号

発行日付 令和7年10月15日

評 価 人 不動産鑑定士

小 池 育 生

第1．評価額

一 括 価 格	
金8,830,000円	
物 件 番 号	内 訳 価 格
物件1（土地）	金200,000円
物件2（土地）	金1,430,000円
物件3（建物）	金7,200,000円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 内訳価格の内、物件2の土地価格は、物件3の建物のための敷地利用権等価格を控除した価格である。

第2．評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件（土地）

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記事項証明書記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	瑞穂市祖父江字伯母塚東	概ね左記に同じ。
	地 番	81番10	
	地 目	宅地	
	地 積	54.75㎡	
2	所 在	瑞穂市祖父江字伯母塚東	概ね左記に同じ。
	地 番	81番32	
	地 目	宅地	
	地 積	123.00㎡	

第3. 目的物件（建物）

番号	所在等		登 記	現 況
3	所 在		瑞穂市祖父江字伯母塚東81番地32	概ね左記に同じ。
	家屋番号		81番32	
	種 類		居宅	
	構 造		木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	
	床面積	1 階	38.92m ²	
		2 階	33.12m ²	
		延面積	72.04m ²	

第4. 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	(交通施設)		(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	J R 東海道本線「穂積」駅		南西方	2.6 k m
	瑞穂市コミュニティバス「柳一色」停留所		南方	350m
付 近 の 状 況	戸建住宅を中心に共同住宅も見られる住宅地域。			
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分		市街化区域	
	用途地域		第2種中高層住居専用地域	
	指定建蔽率		60%	
	指定容積率		200%	
	防火規制		-	
	その他		日影規制（G L +4m、4～2.5 h）	
画 地 条 件 （ 物 件 2 ） (規模、形状等)	地積		123.00㎡	
	間口(北側)		約7m	
	奥行		約17.5m	
	形状		略長方形	
接 面 道 路	物件2土地の北側で幅員約4.4mの舗装市道（5-1070号線：建築基準法第42条1項1号）、東側で幅員約5mの未舗装私道（物件1土地：建築基準法外）に接面している。			
土 地 の 利 用 状 況 及 び 隣 地 の 状 況 等	物件1土地は未舗装の通路、物件2土地は物件3建物の敷地及び駐車場として、利用されている。隣地及びその周辺は、戸建住宅である。			
供 給 処 理 施 設	上水道	あり	引込可	なし 不明（特記事項のとおり）
	ガス配管	あり	引込可	なし 不明（特記事項のとおり）
	下水道	あり	取付可	なし 不明（特記事項のとおり）
特 記 事 項	1）瑞穂市生涯学習課での調査によると、物件1、2土地は文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 2）上水道は、北側市道沿いに本管HPPE φ75が整備済。 3）都市ガスは、北側市道接道部分は未整備だが、東方約30mに本管 φ75が整備済。 4）物件1、2土地及びその周辺は土壤汚染対策法第6条1項に規定する要措置区域及び同第11条1項に規定する形質変更時届出区域、水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当しないことを確認した。また、過去地図の確認等、地歴調査の結果、物件1、2土地及びその周辺は、過去において有害物質を使用する可能性を持つ工場敷地として利用された形跡がないことが判明した。以上により土壤汚染の可能性は低いものと思料される。但し、土壤汚染に係る当該判断は、独自調査により、土壤汚染が存在する可能性を定性的に推定したものであり、土壤汚染がないことを保証するものではない。 5）対象学区は物件1、2土地の西方約1.5 k mの「瑞穂市立牛牧小学校」、北方約1.5 k mの「瑞穂市立穂積中学校」である（いずれも道路距離）。 6）物件2土地の北東部分に工作物（カーポート）が存する（土地建物位置関係図ご参照）。			

2. 建物の概況・利用状況等（物件3）

区 分		家屋番号：81番32
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日	令和3年7月16日
	経 過 年 数	約4.2年
	経済的残存 耐用年数	約18.8年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	合金メッキ鋼板
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、クッションフロア、タイル等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし。
床面積（現況）	現 況	72.04㎡
	増改築の有無	増改築はないと思料する。
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	附属資料「建物間取図：概略」をご参照願う。
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおりである。
特 記 事 項		1) 石綿含有建材等の使用状況については、専門調査機関の調査を行っていないものの、現地調査の結果、これらが使用されている可能性は低いものと思料される。 2) 物件3建物の屋根には太陽光パネルが設置されている模様である（現況調査報告書ご参照）。

第5. 基礎となる価格及び評価額（一括価格）の判定

1. 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

物件1、2の土地価格を算出する。

物件番号	標準価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	土地価格 オ＝ア×イ×ウ×エ
1	43,200円/㎡	72%	54.75㎡	—	≒1,703,000円
2		100%	123.00㎡	1.00	≒5,314,000円
合 計					＝7,017,000円

ア 標準価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 瑞穂-6

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
45,900円/㎡	$\frac{99.7}{100.00}$	$\frac{100.00}{100.00}$	$\frac{100.00}{106.00}$	≒43,200円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等標準的画地との要因格差である。

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

◇標準価格：百円未満四捨五入の端数整理を行った。

イ 個別格差：標準的画地との要因格差である。

物件1土地

（規模）	（形状）	（方位）	（間口奥行補正）	相乗計
-10%	0%	0%	-20%	72%

物件2土地

（規模）	（形状）	（方位）	（その他）	相乗計
0%	0%	0%	0%	100%

ウ 地積：登記簿数量を採用。

エ 建付減価：現況利用は概ね最有効使用であり、建付減価補正は必要ないものと判断した。

オ 土地価格：千円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達単価について、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達単価 ア	延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 エ＝ア×イ×ウ
3	180,000円/㎡	72.04㎡	70.0%	≒9,077,000円
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	判定現価率	採用現価率
5.0%	57.9%	82.7%	70.0%	70.0%
経過年数	4.2年	経済的残存耐用年数	18.8年	経済的総耐用年数 23年

ア 再調達単価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記簿面積を採用。

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率〔累乗〕（経過年数/経済的耐用年数）
定額法現価率＝1-（1-残価率）×（経過年数/経済的耐用年数）

エ 建物の価格：千円未満四捨五入の端数整理を行った。

③ 基礎となる価格

土地（物件1、2） ①	建物（物件3） ②	基礎となる価格合計額 ③＝①＋②
7,017,000円	9,077,000円	＝16,094,000円

2. 評価額（一括価格）の判定

前記により求めた価格に、土地について敷地利用権等価格を控除し、必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	土地価格 ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権等価格 ウ＝ア×イ
2	5,314,000円	55.0%	法定地上権	≒2,923,000円

イ 敷地利用権等割合

物件2土地に係る敷地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと査定した。

ウ 敷地利用権等価格

千円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格	敷地利用権等価格 の控除及び加算	占有 減価率	市場性 修正率	競売 市場 修正率	共有 持分	評価額
	ア（1①オ、1②エ）	イ（2①ウ）	ウ	エ	オ	カ	キ＝（ア±イ）× ウ×エ×オ×カ
1(土地)	1,703,000円	—		100.0%	60.0%	0.20	≒200,000円
2(土地)	5,314,000円	－2,923,000円		100.0%	60.0%		≒1,430,000円
3(建物)	9,077,000円	＋2,923,000円	100.0%	100.0%	60.0%		≒7,200,000円
一括価格（合計）							＝8,830,000円

ウ 第三者占有による補正の必要性は認められない。

エ 目的物件の性格を考慮し、市場性修正率は不要と判断した。

オ 第2.評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

カ 持ち分5分の1（0.20）を考慮した。

キ 一万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第 6 . 参考価格資料

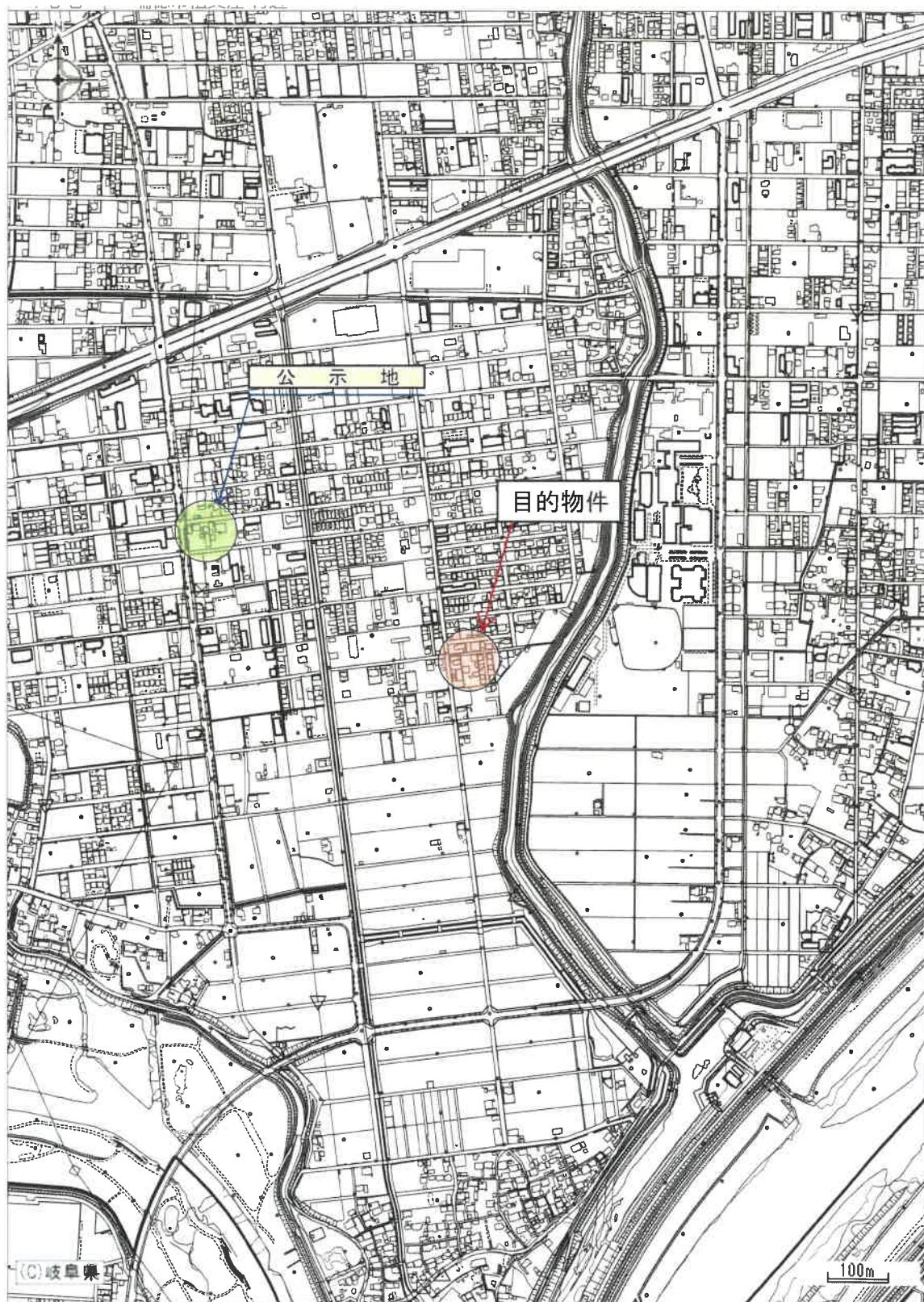
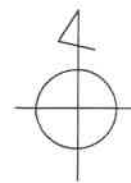
地価公示地	瑞穂一6
(所 在)	瑞穂市野田新田字河間4152番4
(価 格)	45,900円/㎡
(位 置)	J R 東海道本線「穂積」駅2.5 k m (道路距離)
(価格時点)	令和7年1月1日
(地 積)	198㎡
(供給処理施設)	水道・ガス
(接面道路)	北7.5m市道
(用途指定等)	市街化区域、第1種住居地域、建蔽率60%・容積率200%
(地域の概要)	一般住宅のほか営業所等も見られる住宅地域。

第 7 . 附属資料の表示

- 1 目的物件位置図
- 2 公図写・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物間取図 (概略)
- 5 写真

以 上

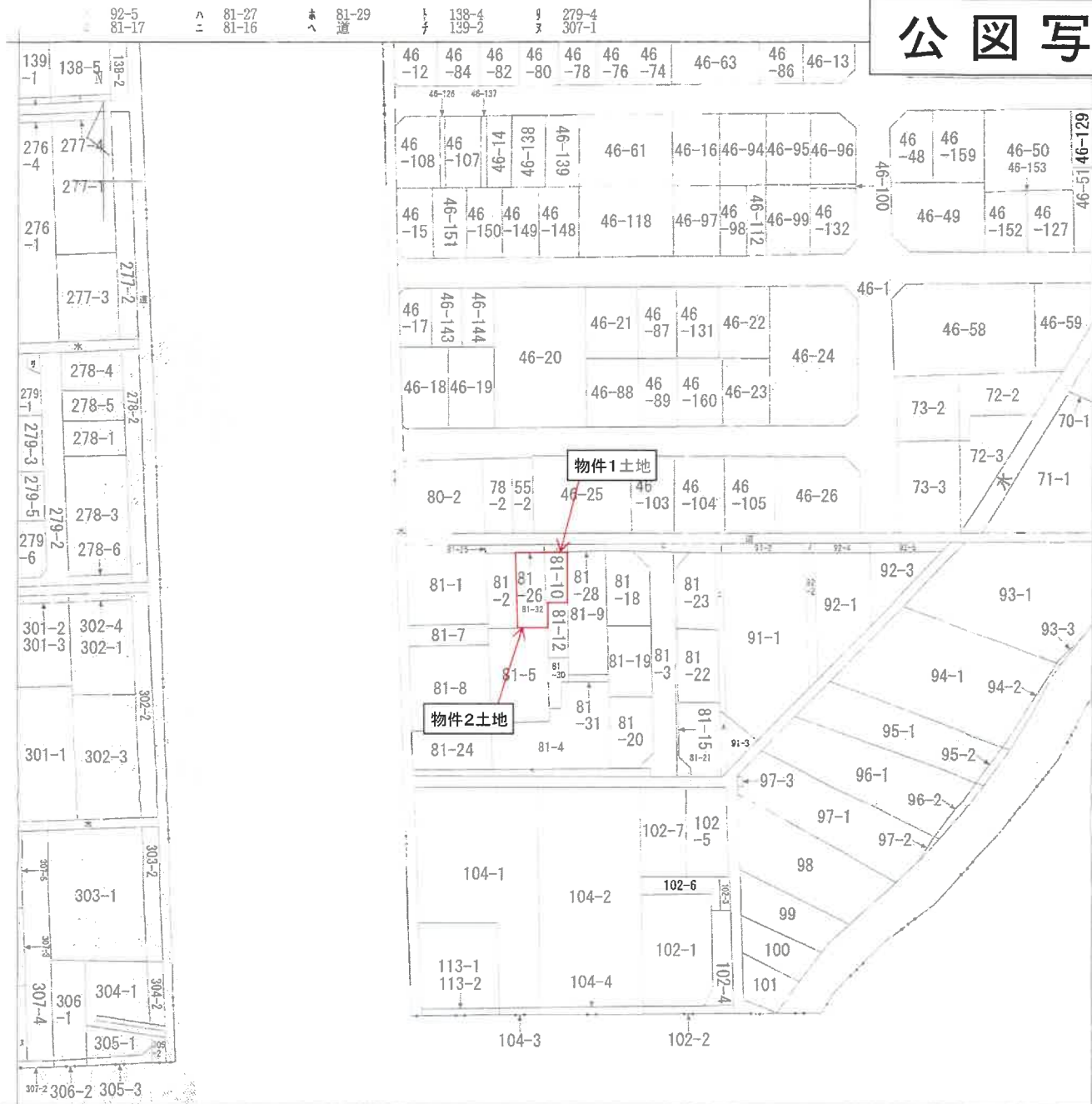
目的物件位置図



※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ケ)第193号

公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	瑞穂市祖父江字伯母塚東			地番	81番10		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和6年11月28日
岐阜地方法務局

令和6年(ケ)第193号

登記年月日：令和3年7月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月28日 岐阜地方裁判所

登記簿

A3版をA4版に縮小

令和6年(ケ)第193号

請求番号：9-2

各階平面図

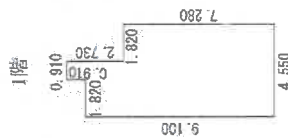
81番32

家屋番号

瑞穂市祖父江字伯母塚東81番地32

建物の所在

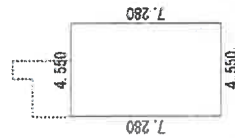
建物図面



求積表

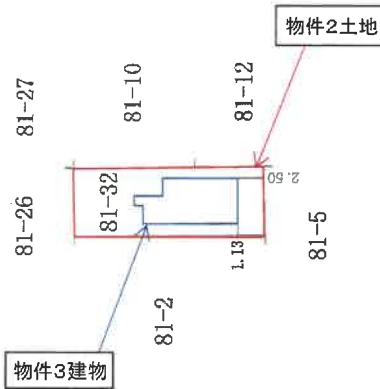
$0.910 \times 0.910 = 0.828100$
 $1.820 \times 2.730 = 4.968600$
 $7.280 \times 4.550 = 33.124000$
計 38.920700
床面積 38.92 m²

2階



求積表

$7.280 \times 4.550 = 33.124000$
計 33.124000
床面積 33.12 m²



作成者

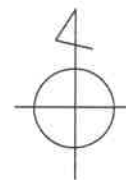
(令和3年7月27日作成)

縮尺 1/250

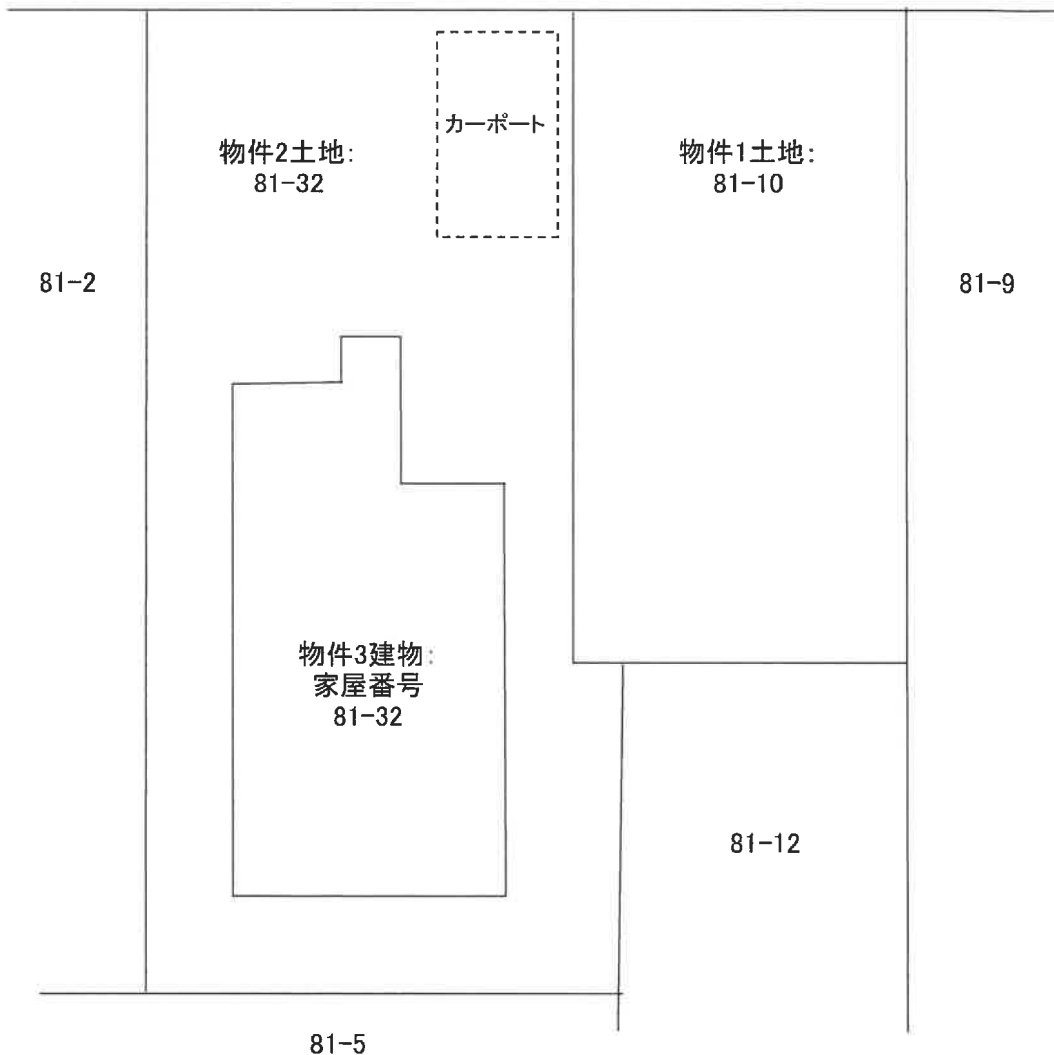
申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



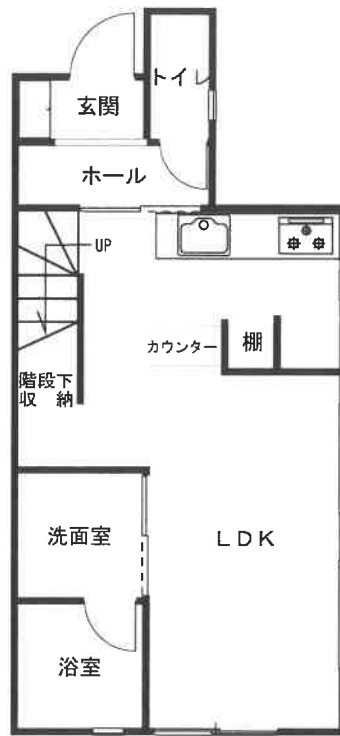
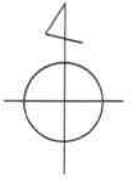
市 道



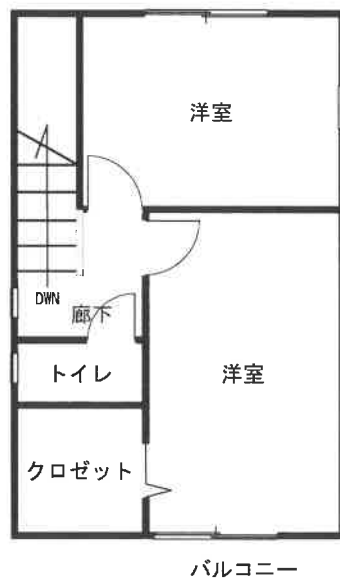
※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ケ)第193号

建物間取図(概略)



1 階



2 階

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ケ)第193号

撮影日：令和7年10月3日

【写真番号1】

目的物件の北方より撮影



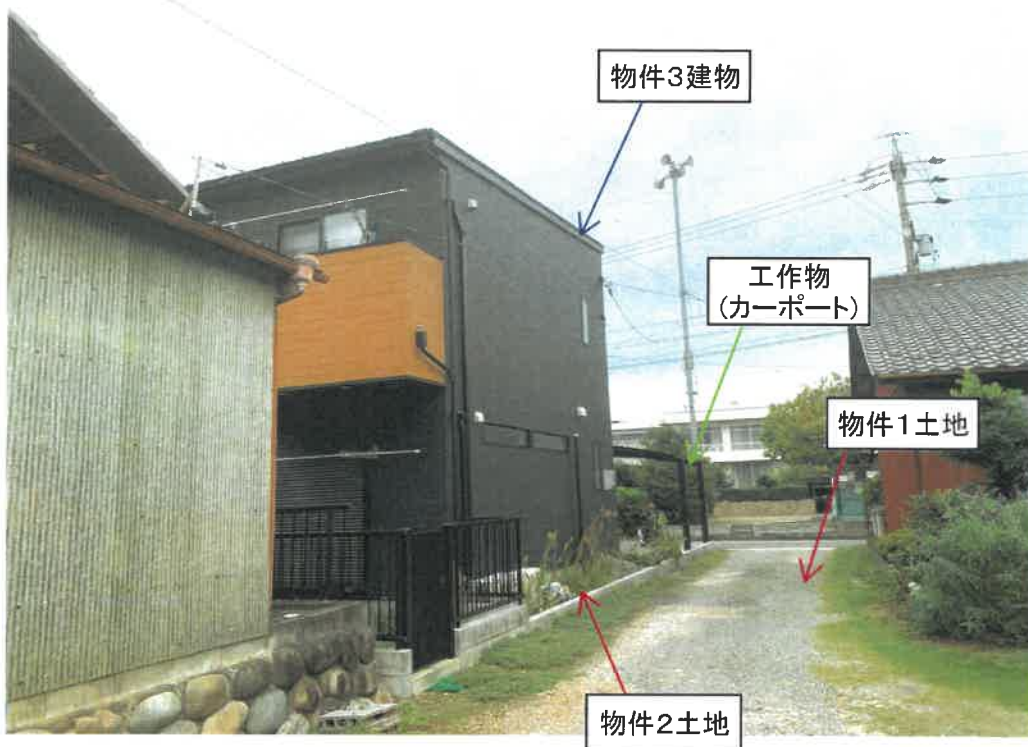
【写真番号2】

目的物件の北東方より撮影



撮影日：令和7年10月3日

【 写真番号3 】 目的物件の南東方より撮影



【 写真番号4 】 目的物件の北西方より撮影

